



2021年4月16日

各 位

会 社 名 昭光通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲泉 淳一
(コード：8090、東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 齋藤 豊
(TEL . 03 - 3459 - 5021)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2021年5月3日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2021年5月3日（月曜日）
- (2) 公告日 2021年4月19日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.shoko.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

本日公表した「S K Tホールディングス株式会社による当社に対する株式併合及び単元株式数の定めを廃止等の定款の一部変更を付議議案に含む臨時株主総会開催の要請受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、S K Tホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）から、本日、当社の株主を公開買付者及び昭和電工株式会社のみとするために、当社の普通株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催するよう要請を受けております。当該要請を受け、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことの議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上